

議案第 6 7 号

羽生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

羽生市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 （略）</p> <p>第 3 章 <u>被保険者</u>（第 4 条）</p> <p>第 4 章～第 7 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 章 <u>被保険者</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>（被保険者とししない者）</u></p> <p>第 4 条 <u>児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の規定による措置により児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われた児童であって、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。</u></p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>第 1 1 条 世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し 1 0 万円以下</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 （略）</p> <p>第 3 章 <u>削除</u>（第 4 条）</p> <p>第 4 章～第 7 章 （略）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（市が行う国民健康保険の事務）</u></p> <p>第 1 条 （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 章 <u>削除</u></p> <p>第 4 条 <u>削除</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（保健事業）</u></p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>第 1 1 条 世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは、虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の</p>

の過料を科する。

規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正及び次項の規定は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年8月27日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明